

新たな不調・不落対策について

令和2年2月3日

1 目的

建設工事における不調・不落が高い水準で発生していることから、公共三部（環境森林部、農政水産部、県土整備部）が発注する建設工事において、新たな不調・不落対策を行います。

2 新たな不調・不落対策

(1) 工事成績評定の特例措置

- ・次の工事については、工事成績点に一律2点を加点します。

【公共三部共通】災害復旧工事

【環境森林部】治山工事、林道工事、自然公園整備工事

【農政水産部】畑地かんがい工事、用水工事、ほ場整備工事、防災ダム工事

- ・本特例が適用される工事については、入札公告又は指名通知書に次のとおり明記します。

- | |
|---|
| <p>○ その他の事項
本工事は、不調・不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。</p> |
|---|

(2) 総合評価落札方式における受注状況（K値）の見直し

平成31年4月1日以降に入札不調に伴い随意契約を行った工事の当初契約額は、受注状況（K値）算定における「過去5か年度の平均受注額」に加算します。

(3) 入札参加資格の緩和

- ・予定価格2,500万円以上の吹付工事の入札参加資格について、施工実績の規模（700㎡以上）を求めないこととします。

3 適用

上記（1）、（3）は「令和2年2月14日から当面令和3年3月31日までに入札公告又は指名通知を行う工事」に適用します。

「工事成績評定の特例措置」

○ 入札公告の「事業名」又は「工事名」が下表に該当する事業が対象です。

部名	分類	加点对象「工事名」又は「事業名」事業
公共三部	災害復旧工事	「〇〇年発生〇〇災害復旧工事」又は「〇〇災害復旧工事」
環境森林部	治山工事	工事名に「治山」を含む工事 林地荒廃防止事業 水源の里保全緊急整備事業 奥地保安林保全緊急対策事業 防災林造成事業 地すべり防止事業
	林道工事	工事名に「資源循環林」を含む工事 林業専用道整備事業 地方創生道整備推進交付金事業 山のみち地域づくり交付金事業
	自然公園整備工事	自然公園等総合整備事業
農政水産部	畑地かんがい工事	畑地帯総合整備事業
	用水工事	中山間地域総合整備事業 ため池等整備事業（危険ため池）、（土砂崩壊）、（用排水施設）
	ほ場整備工事	経営体育成基盤整備事業 耕作放棄地整備事業
	防災ダム工事	防災ダム整備事業